別添3

第 29 回新型コロナウイルス感染症対策本部 安倍内閣総理大臣発言

- 本日、諮問委員会からも御賛同を頂き、4月7日に宣言した緊急事態措置を実施すべき区域 を、7都府県から全都道府県に拡大することといたします。実施期間は、5月6日までに変更 はありません。
- まず、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の6道府県については、現在の対象区域である7都府県と同程度にまん延が進んでおり、これら以外の県においても、都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に、ゴールデンウィークにおける人の移動を最小化する観点から、全都道府県を緊急事態措置の対象とすることといたしました。
- 今後ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など都 道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々 に促していただくようお願いします。また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあると きは、施設に対して入場者の制限を求めるなど、適切な対応をとるようお願いいたします。
- 繰り返しになりますが、この緊急事態を5月6日までの残りの期間で終えるためには、最低 7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。国民の皆様には御不便を おかけしておりますが、更なる感染拡大を防止するため、引き続きの御協力を何卒よろしくお 願いいたします。
- 今回、緊急事態宣言を全国に拡大することによって、全ての国民の皆様に更なる御協力を頂くことになります。緊急経済対策においては、収入が著しく減少し、厳しい状況にある御家庭に限って、1世帯当たり30万円を給付する措置を予定しておりましたが、この際、これに代わり、更に給付対象を拡大した措置を講ずべきと考えます。
- 今回の緊急事態宣言により、外出自粛を始め様々な行動が制約されることとなる全国全ての 国民の皆様を対象に、一律、1人当たり10万円の給付を行う方向で、与党において再度検討 を行っていただくことといたします。
- この国難とも言うべき事態を乗り越えるため、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、 事業者、そして全ての国民の皆様、正に日本全体が一丸となって取り組んでいくしかありませ ん。
- 各位にあっては、本日決定した新たな基本的対処方針に基づき、引き続き対策に全力を挙げてください。